

船舶事故調査報告書

令和2年11月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|---|
| 事故種類 | 衝突（橋脚） |
| 発生日時 | 令和2年4月29日 20時00分ごろ |
| 発生場所 | 山口県宇部港 宇部港西防波堤灯台から真方位282°1,430m付近 （概位 北緯33°56.4′ 東経131°12.9′） |
| 事故の概要 | 貨物船あまてらすは、南進中、橋脚に衝突した。 |
| 事故調査の経過 | 令和2年5月20日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | 貨物船 あまてらす、499トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 132255、株式会社SMHD |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、三級（航海） |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | 本船 船首部外板に凹損及び擦過傷 橋脚 土台部分のコンクリートに剥離 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期 |
| 事故の経過 | 本船は、船長ほか4人が乗り組み、船長が単独で船橋当直に当たり、宇部港宇部興産大橋の下方を通過して出港する目的で、宇部港西第4号灯浮標を目標として南進中、宇部興産大橋の橋脚（以下「本件橋脚」という。）に接近していることに気付き、機関を後進として右舵一杯を取ったものの本件橋脚に衝突した。 船長は、夜間に宇部興産大橋の下を通航するのは初めてであったが、事前に海図で水路調査を行っておらず、宇部港西第4号灯浮標を目標として航行すれば安全に航行できると思い、本事故当時はGPSプロッターを使用していなかった。 |
| 分析 | 本船は、南進中、船長が、宇部港宇部興産大橋の下方を通過して出港する際、事前に水路調査を行っておらず、宇部港西第4号灯浮標を目標として航行すれば安全に航行できると思い、航行していたことから、本件橋脚の存在に気付かず、本件橋脚に衝突したものと考えられる。 |
| 原因 | 本事故は、夜間、本船が南進中、船長が、宇部港宇部興産大橋の下方を通過して出港する際、事前に水路調査を行っておらず、宇部港西第4号灯浮標を目標として航行すれば安全に航行できると思い、航行していたため、本件橋脚の存在に気付かず、本件橋脚に衝突したものと考えられる。 |
| 再発防止策 | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え |

られる。

- ・初めての海域を航行する場合は、事前に水路調査を十分に行うとともに、航行中は、常時、周囲の適切な見張りをを行い、GPSプロッターを使用して船位を確認すること。